#### 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

〇「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

## 下記にチェック(図)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

#### (記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収 入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

# ② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ)	左欄の者が	令和5年	医宝老协会等	加工の対小	任意の1か月の収入 ⑤		年間収入	-1-=m 4∺+n √/	
	氏 名	扶養する者	度住民税 課税状況	四百日だは守 の海田	収入の減少 のあった年月	給与収入	事業収入 又は 不動産収入	年金収入	見込額 【D】×12	非課税相当 <u>収入</u> 限度額
		1	2	3	4	[A]	<b>[B]</b>	[C]	6	7
1			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 5 年	Ħ	円	円		
Ľ		人	□未申告	口ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=[D] 円		円	円	
2			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 5 年	円	円	円		
		人	□未申告	□ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=【D】		円	円	円
3			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 5 年	円	円	円		
L		人	□未申告	口ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=【D】		円	円	円
4			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 5 年	円	円	円		
		,	□未申告	□ひとり親控除	月	収入合計額 A+B+C=[D]		円	円	
5			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和 5 年	円	円	円		
		λ.	□未申告	□ひとり親控除	月	収入合計額 A	x+B+C=[D]	円	円	Ħ

#### (記入上の注意)

- (1) 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け 出ている人数)
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックロしてください。 ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

### 〈早見表〉

\十九权/	
世帯員(本人)が扶養している親族の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円
配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	2,897,000円
配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	3,297,000円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合				
2,043,999円				

※これを超える場合は、左記の被扶養者の人数 に応じた区分を適用

年間所得での申請をする場合や、年間収入見 込額では非課税相当収入限度額を超えてしまう が、年間所得見込額では非課税相当になる場合 等は、裏面③もご記入ください。

## 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	氏 名	年間収入見込額	給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除	年間所得 見込額	非課税 <u><b>所得</b></u> 限度額
		6	8	9	10	11)	12
1							
						円	円
2							
						円	円
3							
						円	円
4							
						円	円
5							
						円	円

### (記入上の注意)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
- ⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
  - (1) 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
  - (2) 表面【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%-10万円

  - (3) 表面【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円 (4) 表面【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
  - (1) 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
  - (2) 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- :60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- :60万円超130万円未満 → 60万円
- : 130万円起130万円未満 → 60万円 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- - :110万円超330万円未満 → 110万円 :330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円 :410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- ① 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
  - ⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )
- ②「非課税所得限度額」には、下の早見表から、表面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に記入した人数に該当する限度額を記入してください。 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

#### 〈早見表〉

(十九気/	
世帯員(本人)が扶養している親族の人数	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,668,000円
配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	1,948,000円
配偶者・扶養親族(計6名)を扶養している場合	2,228,000円

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 1,350,000円

※これを超える場合は、左記の被扶養者の人数 に応じた区分を適用